3　東京出入国在留管理局成田空港支局の企画管理・執行担当及び東京出入国在留管理局横浜支局の企画管理・調査担当の首席入国警備官は、前項に規定する事務のほか、支局内の首席入国警備官の職務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

（支局の監理官の職務）

**第十八条**　支局の監理官は、命を受けて、支局の所掌事務に係る重要事項に関する事務を総括する。

（支局の審査監理官の職務）

**第十九条**　支局の審査監理官は、命を受けて、第七条第一項各号に掲げる事務及び同条第三項に規定する事務を総括する。

（出張所の名称、位置及び管轄区域）

**第二十条**　地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

2　地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所の管轄区域は、当該出張所が置かれる地方出入国在留管理局又は支局の管轄区域と同一とする。

（出張所長）

**第二十一条**　出張所長は、出入国在留管理庁長官が定める官職を占める者のうちから任命権者がこれを命ずる。

（出張所に置く首席審査官）

**第二十二条**　札幌出入国在留管理局函館出張所、札幌出入国在留管理局千歳苫小牧出張所、仙台出入国在留管理局仙台空港出張所、東京出入国在留管理局水戸出張所、東京出入国在留管理局高崎出張所、東京出入国在留管理局さいたま出張所、東京出入国在留管理局千葉出張所、東京出入国在留管理局新宿出張所、東京出入国在留管理局立川出張所、東京出入国在留管理局新潟出張所、名古屋出入国在留管理局富山出張所、名古屋出入国在留管理局金沢出張所、名古屋出入国在留管理局静岡出張所、大阪出入国在留管理局京都出張所、広島出入国在留管理局岡山出張所、広島出入国在留管理局広島空港出張所、広島出入国在留管理局下関出張所、福岡出入国在留管理局北九州出張所、福岡出入国在留管理局博多港出張所、福岡出入国在留管理局福岡空港出張所、福岡出入国在留管理局長崎出張所、福岡出入国在留管理局対馬出張所、福岡出入国在留管理局大分出張所、福岡出入国在留管理局宮崎出張所、福岡出入国在留管理局鹿児島出張所及び福岡出入国在留管理局那覇支局那覇空港出張所にそれぞれ首席審査官一人を置く。

（出張所に置く首席審査官等の職務等）

**第二十三条**　出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。

| 出張所 | 首席審査官等 | 職務等 |
|---|---|---|
| 函館出張所<br>千歳苫小牧出張所<br>仙台空港出張所<br>水戸出張所<br>高崎出張所<br>新潟出張所<br>富山出張所<br>金沢出張所<br>静岡出張所<br>京都出張所<br>岡山出張所<br>広島空港出張所 | 首席審査官 | 第七条第一項各号に掲げる事務 |
| | 当該出張所の職員で地方出入国在留管理局長（以下「局長」という。）が指定するもの | 一　第二条第一項第一号、第二号、第六号、第九号から第十一号まで及び第十三号に掲げる事務（予算、決算、会計の監査及び行政財産の管理に関することを除く。）<br>二　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる事務 |

| | | |
|---|---|---|
| 下関出張所<br>北九州出張所<br>博多港出張所<br>福岡空港出張所<br>長崎出張所<br>対馬出張所<br>大分出張所<br>宮崎出張所<br>鹿児島出張所<br>那覇空港出張所 | | |
| さいたま出張所<br>千葉出張所<br>新宿出張所<br>立川出張所 | 首席審査官 | 第七条第一項各号に掲げる事務 |
| | 当該出張所の職員で局長が指定するもの | 一　第二条第一項第一号、第二号、第六号、第九号から第十一号まで及び第十三号に掲げる事務（予算、決算、会計の監査及び行政財産の管理に関することを除く。）<br>二　第八条第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十七号までに掲げる事務 |
| 東部出張所 | 当該出張所の職員で局長が指定するもの | 一　第二条第一項第一号、第二号、第六号、第九号から第十一号まで及び第十三号に掲げる事務（予算、決算、会計の監査及び行政財産の管理に関することを除く。）<br>二　第七条第一項各号に掲げる事務<br>三　第八条第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十七号までに掲げる事務 |
| その他の出張所 | 当該出張所の職員で局長が指定するもの | 一　第二条第一項第一号、第二号、第六号、第九号から第十一号まで及び第十三号に掲げる事務（予算、決算、会計の監査及び行政財産の管理に関することを除く。）<br>二　第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号及び第二十二号に掲げる事務を除く。）<br>三　第八条第一項第二号から第四号まで、第十二号、第十三号、第十五号から第十七号までに掲げる事務 |

（統括審査官）

**第二十四条**　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括審査官三百八人以内を置く。

2　統括審査官の配置は、出入国在留管理庁長官が定める。

3　統括審査官は、命を受けて、第七条第一項各号に掲げる事務及び同条第三項に規定する事務のうち、局長の指定する分担に係るものを統括する。

（統括入国警備官）

**第二十五条**　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括入国警備官百十七人以内を置く。

2　統括入国警備官の配置は、出入国在留管理庁長官が定める。

3　統括入国警備官は、命を受けて、第八条第一項各号に掲げる事務及び同条第三項に規定する事務のうち、局長の指定する分担に係るものを統括する。